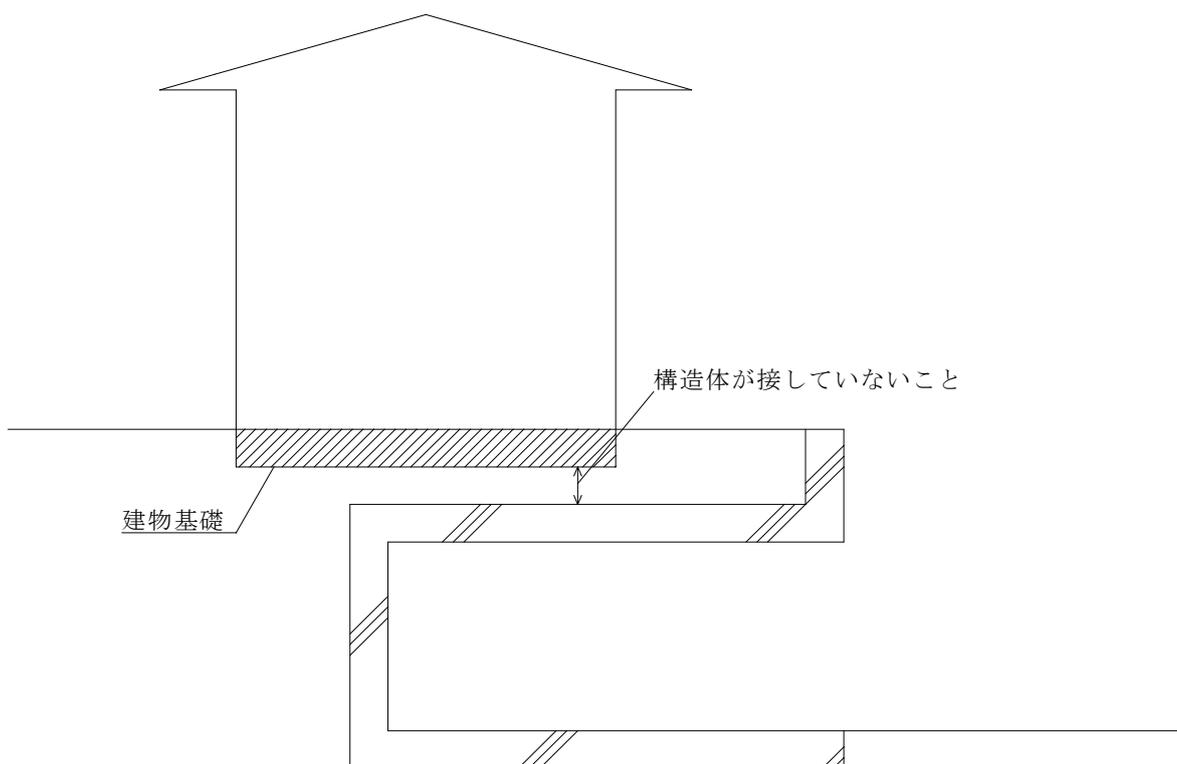


ボックス車庫がある場合の地盤(都計法29条、宅造許可によるボックス車庫含む)
建築物の地盤とボックス車庫の地盤との関係

- a. 上部建物とボックス車庫が平面的に離れている場合はそれぞれ別棟とし、平均地盤についてもそれぞれ算定する。
- b. 上部建物とボックス車庫が平面的に重なっている場合であっても構造体が接していなければ別棟とし、平均地盤についてもそれぞれ算定する。



第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の独立車庫の取扱い

都計法29条・宅造許可による車庫はボックス擁壁として取り扱うが、建築物を増築する場合は建築物となるため、建築基準法の規定に適合させること。